

解約したいと思ったら クーリング・オフ制度を 利用しましょう。

○クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘などで契約してしまったけれど、解約したい。そんなときにはクーリング・オフの手続きをしましょう。クーリング・オフ制度とは、一定期間消費者に契約を考え直す時間を与え、契約を解除することを認めている制度です。

クーリング・オフのポイント

- ①契約書を受け取った日から、その日を含めて8日以内（内職・モニター商法、マルチ商法は20日以内）に書面で通知します。
- ②書面（はがきなど）は両面のコピーを取り、特定記録郵便または簡易書留で発信します。
- ③代金の支払いをクレジットカードとした場合は、カード会社へも同時に通知します。

※通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

記載例

通知書

私は貴社と締結した次の契約を、
クーリング・オフにより解除します。

契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 ○○○○○○○○
契約金額 ○〇,〇〇〇円
販売会社 株式会社○○○○□□営業所

私が支払った代金○○〇円を返金し、
商品をお引き取りください。

平成〇年〇月〇日

○○県○○市○○○
(氏名) ○○○○ (印)

クーリング・オフの効果

定められた期間内に解約の通知書を送ると
無条件で申し込みの撤回・契約の解除ができる

①既に商品を受け取っている
場合の返品費用は

販売業者が負担します

②既に支払っている
頭金や申込金は

支払った金額は返金されます

③損害賠償金や違約金を
請求されても

支払う必要はありません

県民生活相談センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53
ふれあい福寿会館1棟5階

TEL.058-277-1003 FAX.058-277-1005

【面談・電話相談】月～金8:30～17:00 【電話相談】土曜日9:00～17:00 ※祝日・年末年始・ふれあい福寿会館 休館日を除く

ワンクリック詐欺・次々販売・催眠商法・送り金詐欺・インターネット通販トラブル
架空請求・出会い系サービス・マルチ商法・インターネット通販トラブル



悪質商法にご用心!

不審にと思ったら
すぐに
ご相談下さい!



◎相談は、消費者ホットライン又は県の相談窓口へ

消費者ホットライン 守ろうよ みんなを!

☎0570-064-370

※お住まいの市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

◎県の相談窓口・お問い合わせ先

県民生活相談センター

☎058-277-1003